（情報技術解析課）

**第四十九条**　情報技術解析課の所掌事務については、第百三十七条の規定を準用する。

**第百五十条～第百五十五条**　［略］

**第百五十六条**　庶務課及び会計課の所掌事務については、それぞれ、第五十七条及び第五十八条の規定を準用する。

（教務部の所掌事務）

**第百五十七条**　［略］

（指導部の所掌事務）

**第百五十八条**　［略］

**第二款**　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部

**第百五十九条～第百六十三条**　［略］

（機動通信課及び通信施設課）

**第百六十四条**　機動通信課及び通信施設課の所掌事務については、それぞれ、第百三十五条及び第百三十六条の規定を準用する。

［条を削る。］

（情報技術解析課）

**第百六十五条**　情報技術解析課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一　犯罪の取締りのための情報技術の解析に関すること。

二　通信の安全の確保に関すること。

（多摩通信支部）

**第百六十六条**　［略］

（方面情報通信部）

**第百六十七条**　［略］

**第三章**　地方警務官の階級別定員

**第百六十八条**　［略］

**附　則**

［1～3　略］

［項を削る。］

［項を削る。］

4　上皇及び上皇后に関しては、第百十一条第二号及び第百十七条に規定する事項については、皇族の例による。

5　第百十三条の規定にかかわらず、護衛部に、上皇護衛課を置く。

6　［略］

（情報技術解析課）

**第百五十八条**　情報技術解析課においては、第百四十七条各号に掲げる事務をつかさどる。

**第百五十九条～第百六十四条**　［同上］

［九条ずつ繰り上げる。］

**第百六十五条**　庶務課及び会計課の所掌事務については、それぞれ、第六十七条及び第六十八条の規定を準用する。

（教務部の所掌事務）

**第百六十六条**　［同上］

（指導部の所掌事務）

**第百六十七条**　［同上］

**第二款**　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部

**第百六十八条～第百七十二条**　［同上］

［九条ずつ繰り上げる。］

（機動通信課）

**第百七十三条**　機動通信課においては、第百四十五条各号に掲げる事務をつかさどる。

（通信施設課）

**第百七十四条**　通信施設課においては、第百四十六条各号に掲げる事務をつかさどる。

（情報技術解析課）

**第百七十五条**　情報技術解析課においては、第百四十七条第三号に掲げる事務及び通信の安全の確保に関する事務をつかさどる。

［各号を加える。］

（多摩通信支部）

**第百七十六条**　［同上］

（方面情報通信部）

**第百七十七条**　［同上］

**第三章**　地方警務官の階級別定員

**第百七十八条**　［同上］

**附　則**

［1～3　同上］

4　東京オリンピック・パラリンピック交通対策室は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

5　東京オリンピック・パラリンピック警備対策室は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

6　上皇及び上皇后に関しては、第百二十一条第二号及び第百二十七条に規定する事項については、皇族の例による。

7　第百二十三条の規定にかかわらず、護衛部に、上皇護衛課を置く。

8　［同上］